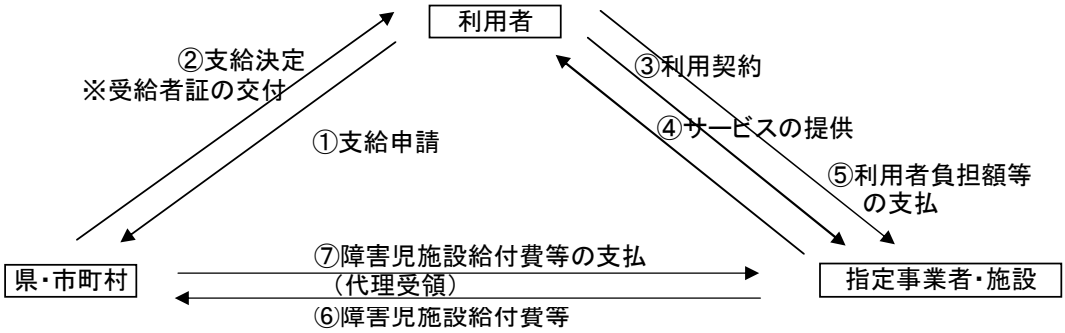| | |
|---|---|
| 相　　談 | 市町村または児童相談支援事業所に相談します。 |
| 支給申請<br>（入所支援）児童相談所<br>（通所支援）市町村 | 入所支援が必要な場合は児童相談所へ、通所支援を受ける場合はお住まいの市町村へ、必要な支援の種類ごとに申請します。 |
| 障害児支援利用計画案の作成 | 市町村は、障害児相談支援事業者に障害児支援利用計画案の作成・提出を求めます。<br>保護者は、障害児相談支援事業者が作成した計画案を市町村に提出します。 |
| 支給決定 | 入所支援については児童相談所が、通所支援については市町村が障害児支援利用計画案を勘案して支給決定を行います。 |
| サービス等利用計画の作成・交付 | 市町村は、全ての通所支援を利用する障害児に対して、障害児支援利用計画を作成し交付します。 |
| 契約・利用 | 利用者は、契約を結んだ指定事業者・施設のサービスを利用します。 |
| 利用者負担額の支払い | 利用者又は保護者は、指定事業者等に対し、利用者負担額を支払います。 |
| 支給決定後の障害児支援利用計画のモニタリング | 支給決定後は、一定期間毎に、障害児相談支援事業者がモニタリングを行い、計画の見直しが必要であれば、適宜変更します。 |